

「MATSUE Tech-Product Award」ウェブサイト等制作業務委託仕様書

本仕様書は、MATSUE Tech-Product Award 実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発注する「MATSUE Tech-Product Award」ウェブサイト制作業務委託を受注する者の業務について、必要な事項を定めたものである。

1. 業務名

「MATSUE Tech-Product Award」ウェブサイト等制作業務委託（以下「本業務」という。）

2. 目的

本業務は、IT を活用した新たなプロダクトのアイデアと、そのアイデアの実現に向けた努力を讃える機会を提供する、MATSUE Tech-Product Award（以下「MTPA」という。）を実施するにあたり、MTPA の詳細を松江市内外に発信するため、ホームページ及び広報用ポスター・チラシを作成し、多くの方が閲覧できることで MTPA の参加につなげることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4. 業務内容

（1）ウェブサイト制作業務（サイト構成・ページデザインを含む）

① 下記「5.ウェブサイト制作業務の提案に係る特記事項」内の提案項目の内容に沿ってホームページを制作すること。

（掲載する情報は、実行委員会担当者より提供します）

② 別添のサイトマップに沿ってホームページを制作すること。ただし、実行委員会の承認を得たうえでサイト構成を変更することは可能とする。

（2）広報用ポスター・チラシデータ制作業務

規格は、以下のとおりとする。なお、完成イメージについては、わかりやすく提案すること。

① 広報用ポスター

- a. A 1 サイズ（カラー）での印刷を想定したサイズ
- b. 片面印刷で裏面は不要
- c. PDF ファイルおよび JPEG ファイルの電子データを納品すること

② 広報用チラシ ※チラシデザインはポスターと同デザインとする

- a. A 4 サイズ（両面カラー）での印刷を想定したサイズ
- b. 両面印刷で表面が広報用ポスターと同デザイン、記載内容に関しては以下を想定しているが、提案に基

づき実行委員会と協議の上、掲載内容を決定すること。

表面	MTPA タイトル、問い合わせ先、募集期間・開催日時等
裏面	MTPA 概要、賞金額、応募方法、アワードの流れ、審査委員等

c. PDF ファイルおよび JPEG ファイルの電子データを納品すること

5. ウェブサイト制作業務の提案に係る特記事項

(1) ホームページのデザイン（別紙：サイトマップに沿って各ページの特記事項を記載する）

MTPA に応募検討する方に対し、実行委員会が開催する趣旨を伝えるため、視覚的な見やすさに配慮しながら、躍動感があるデザイン性の高いものを提案すること。

① トップページ

MTPA の開催日、趣旨等を理解でき、躍動感があるデザインであること。

② About・協賛募集

MTPA の開催スケジュールや協賛方法がわかりやすく記載されていること。

③ Topics

目次や記事等の個別ページが一覧で表示され、クリックすることで個別ページにアクセスできること。

④ ホームページの拡張性

今後 MTPA を実施していくにあたり、過去の開催結果や参加者の声などを追加することができ、実行委員会側で新たな情報を追加公開できる仕様であること。

(2) 利便性・機能性

閲覧者が必要としている情報に容易にたどり着ける、分かりやすい階層構造および必要な機能について、提案すること。

また、次年度以降のランニングコストについて提案すること。

6. 留意事項

(1) 制作について

① スマートフォン・タブレットなど各種端末に対応する構成・デザインであること。

② 制作に当たっては、実行委員会担当者と協議を行うこと。なお、画面デザインや画面構成等は、事前に実行委員会担当者へレビューを行い、承認を得ること。

③ 制作において必要な画像素材及び原稿作成を実行委員会担当者より取得すること。

④ 閲覧者にとって分かりやすく効果的なサイト構成とし、魅力的なデザイン（カラーリング、レイアウト）を制作すること。

⑤ ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、誰もが見やすく分かりやすい表現でページを制作し、サイト全体を構成すること。

⑥ 実行委員会が制作したサイトであることを明確にすること。

⑦ 本ホームページを公開後に、新規ページやコンテンツを改修することを考慮した設計とすること。

⑧ 各種イベント情報ページ及び各種イベント広報ページの各記事の最下部で SNS（X、Facebook、Instagram）などへの外部リンク・共有ができること。

(2) 必要な機能

① CMS 機能について

- ・実行委員会の端末を使用して、管理者専用画面からログインし、容易に情報の追加、変更、削除が可能なシステム（CMS）にすること。
- ・CMS 機能については、以下の情報更新で使用する。
 - ▶トップページにおける新着 Topics 記事掲載
 - ▶Topics ページの追加、修正、削除
- ・CMS 機能での更新方法について、実行委員会担当者が実施できるように設計すること。

② ホームページ全体

- ・モダンブラウザ（Microsoft、Edge、Safari、Firefox、Google Chrome）など、インターネットを通じ可能な限り多くのブラウザで正しく表示されること。

(3) セキュリティ要件

- ① システムへの不正な侵入、システムの停止や障害の発生を予防及び障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ② サーバへのアクセスは、ファイアウォール等の不正侵入を検知する機能により不正なアクセスを防御すること。

(4) 運用関係

- ① 受注者は、制作したホームページをインターネット上に公開するために、必要なレンタルサーバ等を調達し対応すること。
- ② SSL サーバ証明書を取得すること。
- ③ ホームページのドメイン名は、受注者と実行委員会担当者が協議の上で決定すること。
- ④ 本業務の契約が終了となる場合（契約解除により終了する場合を含む。）には、レンタルサーバ等の使用に関する権限を実行委員会に移管すること。

7. 成果品

制作物一式（電子データ）

8. 使用等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認をえること。

9. 対象となる経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

10. 成果物の提出期限

(1) ウェブサイト制作業務

令和6年11月15日までにサイトを公開可能にすること。

(2) 広報用ポスター・チラシデータ制作業務

令和6年11月15日までに制作物一式（電子データ）を提出すること。

11. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 松江市個人情報保護条例
- (2) 松江市個人情報保護条例施行規則
- (3) 松江市財務規則
- (4) その他関係法令及びガイドライン

12. 秘密の保持等

受注者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この秘密保持義務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

13. 無断複製及び持ち出しの禁止

受注者は、実行委員会の保有する資料及びデータを複写または複製してはならない。また、実行委員会内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、実行委員会の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに実行委員会に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

14. その他留意事項等

- (1) 発注者から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨発注者へ報告すること。
- (2) 松江市の条例・規則を遵守し、松江市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、発注者の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受注者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受注者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

15. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受注者が撮影した写真、受注者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 実行委員会及び実行委員会を構成する団体が指定する者が作成・運営する web サイト及び紙媒体、デジタル

ルサインージ等

(2) IT 関係雑誌及び web サイト

(3) その他の利用方法は、実行委員会と受注者で協議してこれを定めるものとする。

16. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。